

# 公益財団法人仁科記念財団 規程集

- 1) 財産管理運用規程
- 2) 役員報酬規程
- 3) 旅費規程
- 4) 仁科記念賞規程
- 5) Nishina Asia Award 規程
- 6) 選考委員謝金規程
- 7) 運営諮問委員会規程
- 8) 助言委員会規程
- 9) 賛助会員規程
- 10) 寄附金等取扱規程
- 11) 役員等費用弁償規程
- 12) 役員候補選定小委員会規則
- 13) 特定個人情報取扱規程



## 財産管理運用規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第8条第1項の規程に基づき、本財団の財産管理・運用に関する事項を定める。

### (運用される財産)

第2条 寄付者が寄付をする際に、その管理運用方法を指定した基本財産の場合を除き、本財団が保有し、本財団の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

### (運用の基本方針)

第3条 定款第4条に定める事業の適正な継続、発展を確保するため、具体的な運用に当たっては、理事長の決済によって実施し、常務理事は善良な管理者の注意を払い、法令および定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

### (管理運用基準)

第4条 本財団の財産に関する具体的管理運用は、安全かつ確実な方法で行い、元本回収の確実性および適切な運用益の確保に配慮する。

- ① 銀行預金及びその他の預貯金等
- ② 国債、公債（地方債、政府保証債等）、事業債（普通社債、劣後債等）等

2 原則として、以下に定めるような特に価値変動の著しい財産および客観的評価が困難な財産で運用してはならない。

- ① 価値の変動が著しい財産（例：金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（例：美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（例：建築物、建造物等）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（例：融資等）

### (格付基準の適用)

日本国債を除くすべての債券（地方債、政府保証債、事業債等）の取得又は保有に係る運用判断を行うに当たっては、日本又は外国の格付機関の公表する格付基準に準拠し、次に掲げる基準を適用してこれを行う。

債券取得の格付基準は A-（S&P、R&I、JCR の場合）、A3（ムーディーズの場合）以上を少なくとも一つ獲得しているものとする。

### (格付機関)

前項の格付基準については、原則として、次のいずれかの格付機関の公表する格付による。

(1) 日本の格付機関：株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）

(2) 外国の格付機関：スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、ムーディーズ（Moody's）

（債券格付け等の変動）

第5条 国債、公債、事業債等債券の格下げにより前条に規定する基準格付けに抵触した場合、常務理事は理事長と協議の上、損失の拡大を防ぐため当該債券を売却できるものとする。

（運用の確認）

第6条 理事長は少なくとも半期に1回、次の点について財産管理運用状況の確認を行う。

- ① 全運用資産から生じた利子、配当等と運用利回り
- ② 全運用財産の個別時価評価額、信用格付け

（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

附則（管理運用基準改定）

この改定規程は、2025年10月27日から施行する。

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第33条第1項の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は無報酬とする。ただし、常勤理事には、その職務執行の対価として報酬を支給する。

2 常勤理事の報酬は別表の通りとする。

(支払方法)

第3条 常勤理事への報酬支払いは、年額報酬額の12分の1を毎月支払うものとする。

2 支払は、法令に基づいて報酬から控除すべき社会保険料、給与所得税等を控除し、その差額を本人名義の銀行口座に振込むものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

平成27年6月9日 第5回定時評議員会にて第2条第2項を改定

(別表)

1. 常勤理事には報酬として、年 1,200 千円を支払う。

平成 27 年 6 月 9 日 第 5 回定時評議員会にて制定

## 旅 費 規 程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第 20 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 34 条第 5 項および第 47 条第 5 項の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、顧問、委員および、本財団の委嘱を受けた者および要請を受けた者が本財団の用務のために旅行する出張旅費について必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、以下の通りとする。

出張旅費とは、自宅（又は勤務地）から目的地での業務を経て自宅（又は勤務地）までの行程で、出発から帰着まで 5 時間以上の旅行にかかる経費をいう。

### (旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、国内旅費および外国旅費とし、その区分は交通費、日当、宿泊料とする。ただし、国内出張の宿泊料については、業務の都合上、宿泊が必要と常務理事が事前に認めた場合支給する。

### (旅費の支給額)

第 4 条 旅費は、出張命令（依頼）書に基づき、交通費については実費を、日当については国内 2,600 円、外国 5,000 円を、また、宿泊料については国内 15,000 円、外国 25,000 円を上限として日数に応じて別表に従い支給する。

### (改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

## 別表

(単位:円)

| 区 分 | 国 内 旅 費 |        | 外 国 旅 行 |       |        |        |
|-----|---------|--------|---------|-------|--------|--------|
|     | 日 当     | 宿 泊 料  | 日 当     |       | 宿 泊 料  |        |
|     |         |        | A 地区    | B 地区  | A 地区   | B 地区   |
| 理事長 | 3,000   | 14,800 | 8,300   | 7,000 | 25,700 | 21,500 |
| 理事  | 2,600   | 13,100 | 7,200   | 6,200 | 22,500 | 18,800 |
| 評議員 | 2,600   | 13,100 | 7,200   | 6,200 | 22,500 | 18,800 |
| 顧問  | 2,600   | 13,100 | 7,200   | 6,200 | 22,500 | 18,800 |
| 委員等 | 2,600   | 13,100 | 7,200   | 6,200 | 22,500 | 18,800 |

A 地区:北米、欧州、カナダ

B 地区:A 地区以外の地域

## 仁科記念賞規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項の規程に基づき、広い意味の原子物理学およびその応用に関する研究において、きわめて優秀な成果を収めた者に対する仁科記念賞の授与の実施に関する事項を定める。

### (仁科記念賞)

第2条 仁科記念賞は、賞状と賞牌および副賞とし、副賞は1件当たり600千円とする。

2 仁科記念賞は、原則として毎年3件以内とする。

### (推薦の受付)

第3条 本財団は、仁科記念賞候補者募集要項を公表し、広く学識者からの推薦を公募する。

2 公募期間は、毎年6月1日から8月31日の3ヶ月間とする。

### (選考委員会の構成)

第4条 受賞者の選考を行うため、本財団の定款第47条第2項第1号に基づき、選考委員会を置く。

2 選考委員は、物理学および関連分野において秀でた業績を挙げかつ卓越した洞察力のある者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 理事長及び常務理事は、選考委員となることができない。

4 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続3期を越えないものとする。

5 選考委員会には選考委員長（以下、「委員長」という）を置き、選考委員のうちから理事会において選出する。

### (選考委員会)

第5条 選考委員会は、必要に応じて委員長が随時召集する。

2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席によって成立する。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した選考委員は出席したものとみなす。

3 選考委員は、推薦された候補者の協力者である場合、その他特別の利害関係がある場合には、当該候補者の審議及び議決に加わることができない。

4 選考委員会は、非公開とする。

5 選考の準備等のため、委員長および委員長が選定する選考委員からなる選考小委員会を置くことができる。選考小委員会は、委員長が随時召集する。

### (選考結果)

第6条 委員長は、受賞者および授賞理由を文書にて理事会に報告する。

2 理事会は、前項の選考結果の報告に基づき、受賞者を決定する。

3 選考結果はすみやかに公表するものとする。

(選考委員の責務)

第7条 選考委員は、受賞者の選考を公正に行い、選考の過程および内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については他にもらしてはならない。

(授賞式)

第8条 本財団は、毎年12月6日（仁科芳雄博士の誕生日）またはその前後の日に、授賞式を行う。また、その機会に過去の受賞者を含めた研究交流の懇談会を行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2011年9月1日から施行する。

2011年4月1日 制定

2011年9月1日 一部改正

2020年3月24日 第31回理事会において第2条1項の副賞を50万円より60万円とすることに改定

## Nishina Asia Award 規程⇒削除(2025.10)

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項および第5項の規程に基づき、広い意味の原子物理学およびその応用に関する研究において、アジア地域できわめて優秀な成果を収めた日本以外のアジア国籍の者に対する Nishina Asia Award（以下、「Award」という）の授与およびわが国研究者との研究交流の助成の実施に関する事項を定める。

### (Award)

第2条 Award は、賞状と賞牌および副賞とし、副賞は1件当たり400千円とする。

2 Award は、Ph.D 取得から15年以内の者に対し授与し原則として毎年1名とする。

### (Award 候補者の公募)

第3条 本財団は、Award 候補者募集要項を公表し、広く世界の学識者からの推薦を公募する。

2 公募期間は、毎年原則として1月1日から3月31日の3ヶ月間とする。

### (Award 選考委員会の構成)

第4条 受賞者の選考を行うため、本財団の定款第47条第7項に基づき、Award 選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

2 選考委員は、理事会が選任し理事長が委嘱する。

3 理事長および常務理事は、選考委員となることができない。

4 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続3期を越えないものとする。

5 選考委員会には選考委員長（以下、「委員長」という）を置き、選考委員のうちから理事会において選出する。

### (Award 選考委員会)

第5条 Award 選考委員会は、必要に応じて委員長が随時召集する。

2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席によって成立する。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した選考委員は出席したものとみなす。

3 選考委員は、推薦された候補者の協力者である場合、その他特別の利害関係がある場合には、当該候補者の審議に加わることができない。

4 選考委員会は、非公開とする。

5 選考の準備等のため、委員長および委員長が選定する選考委員からなる選考小委員会を置くことができる。選考小委員会は、委員長が随時召集する。

### (選考結果)

第6条 委員長は、毎年8月31日までに受賞者および授賞理由を文書にて理事長に報告する。

2 理事長は、前項の選考結果の報告に基づき、受賞者を決定するとともに、理事会に

報告する。

3 選考結果はすみやかに公表するものとする。

(選考委員の責務)

第7条 選考委員は、受賞者の選考を公正に行い、選考の過程および内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については他にもらしてはならない。

(選考謝金)

第8条 選考委員には選考委員謝金規程に準拠して選考謝金を支給する。

(授賞式および研究交流の助成)

第9条 Award の授与は、仁科記念賞授賞式場で執り行う。

2 受賞者には、授賞式出席のための往復航空運賃および研究交流のための国内滞在費、国内旅費を支給する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年12月1日から施行する。

## 選考委員謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第47条第5項の規定に基づき、本財団の仁科記念賞規程に定める選考委員への謝金の支給について必要な事項を定める。

(謝金の種類及び金額)

第2条 選考委員には選考謝金として16,666円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、本財団の仁科記念賞規程に定める選考小委員会に出席した選考委員には、委員会出席謝金として5,555円を支給する。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2011年9月1日から施行する。

## 運営諮問委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第47条第6項の規程に基づき、同条第2項第2号に定める運営諮問委員会の構成および運営等に関し必要な事項を定める。

(運営諮問委員会の構成)

第2条 理事長の諮問により、本財団の事業の立案と選定を行うため、運営諮問委員会を置く。

2 運営諮問委員は、物理学および関連分野において秀でた業績を挙げかつ卓越した洞察力のある者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 理事長及び常務理事は、運営諮問委員となることができない。

4 運営諮問委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 運営諮問委員会には運営諮問委員会委員長（以下、「委員長」という）を置き、運営諮問委員のうちから理事会において選出する。

6 運営諮問委員会に客員運営諮問委員を置くことができる。客員運営諮問委員は、退任した評議員、理事および監事のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(運営諮問委員会)

第3条 運営諮問委員会は、理事長の諮問に応じて委員長が随時召集する。

2 運営諮問委員会は、運営諮問委員の過半数の出席によって成立する。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した運営諮問委員は出席したものとみなす。

3 運営諮問委員会は、非公開とする。

(答申)

第4条 委員長は、答申を議事録にして理事長に報告する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

平成27年6月10日 第15回理事会にて第2条第6項を制定

## 助言委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第47条第6項の規程に基づき、同条第2項第3号に定める助言委員会の構成および運営等に関し必要な事項を定める。

(助言委員会の構成)

第2条 本財団の事業および運営に関して外部から助言を行う助言委員会を置く。

2 助言委員には、旧財団法人 仁科記念財団または本財団の評議員、理事、監事、委員等の経験者および本財団の発展に資すると期待される者の中から若干名を理事会において選定し、理事長が委嘱する。

3 助言委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 助言委員会には助言委員会委員長（以下、「委員長」という）を置き、助言委員のうちから理事会が選任し理事長が委嘱する。

5 助言委員は、毎年1回、仁科記念賞授賞式時に行われる研究懇談会に招待される。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第50条の規程に基づき、賛助会員の入会および退会ならびに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (賛助会員)

第2条 本財団の趣旨に賛同する団体、法人または個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

### (理事会への報告)

第3条 理事長は新たに賛助会員となった者について、その属性および承認した理由を理事会に報告しなければならない。

### (入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (会費)

第5条 賛助会員は、法人においては1口200,000円の年会費を、また個人においては1口10,000円の年会費を毎年納入しなければならない。

### (賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団の刊行物を無料で受けることができる。

### (会費の使途)

第7条 第5条の会費は、当該年度の事業に使用し、その合計額の50%以上を公益目的事業にあてなければならない。

### (除名)

第8条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第5号に該当するに至ったとき
- (3) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

### (退会)

第9条 賛助会員はいつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

## 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第6条第2号に掲げる本財団が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人または団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次頁に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集金額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書の送付)

第6条 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係わる結果の報告)

第7条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後すみやかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームペ

ージ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本財団は個人または団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄付者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

## 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という。）の定款第20条第2項及び第33条第2項の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給の基準について必要な事項を定める。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償として本財団の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等3,333円を支給する。ただし、常勤の役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。

3 役員等が遠隔地から前項の会議に出席する場合には、本財団の旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、交通費実費弁償等は支給しない

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年6月18日から施行する。